処分の概要	入所の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学童保育所条例 第6条
例規番号	平成10年条例第28号

【基準】

第5条及び第6条の規定による。

(入所要件)

- 第5条 学童保育所に入所することができる児童は、次に掲げる要件を備えている者とする。 ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 東大和市の区域内に居住している者
 - (2) 小学校に就学している者
 - (3) 保護者の労働、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な監護を受けられない者で、保護者の状況が規則で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、学童保育所に入所することができない。
 - (1) 感染症にかかっている児童
 - (2) 心身に著しい障害、疾病等を有する児童であって規則で定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、入所が適当でないと認められる児童

(入所の承認)

第6条 学童保育所に入所しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、入所の 承認を受けなければならない。

標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	延長学童保育の利用承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学童保育所条例 第6条の2第2項
例 規 番 号	平成10年条例第28号

【基準】

第6条の2の規定による。

(延長学童保育)

- 第6条の2 前条の規定による承認を受けた保護者の児童(以下「入所児童」という。)が、当該 保護者の労働、疾病その他の理由により第4条第1項本文の利用時間の終了後も家庭におい て適切な監護を受けられないと認められる場合は、午後7時まで学童保育を利用させること ができる。
- 2 前項の規定により延長された時間における学童保育(以下「延長学童保育」という。)を利用しようとする入所児童の保護者は、規則で定めるところにより、利用の承認を受けなければならない。

標準処理期間 15日	
------------	--

備考

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	8	
队	14 4 H T T T T T H	双心及又十万日		/1	Н	

処分の概要	育成料等の免除
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学童保育所条例 第8条
例規番号	平成10年条例第28号

【基準】

第8条の規定による。

(育成料等の免除)

- 第8条 入所児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合における育成料又は延長育成料(1日を単位として延長学童保育の利用の承認を受けた場合の延長育成料については、第1号に該当する場合に限る。)は、当該各号に定める額を免除することができる。
 - (1) 生活困窮その他の経済的な理由により、育成料又は延長育成料の負担が困難であると 認められるとき 当該育成料又は当該延長育成料の額
 - (2) 入所児童の疾病その他の特別な理由により、第10条第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして月の初日から末日までの全日数について学童保育を欠席し、又は延長学童保育の利用を休止するとき 当該月に係る育成料又は延長育成料の額

備考

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	育成料等の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立学童保育所条例 第9条
例規番号	平成10年条例第28号

【基準】

第9条及び東大和市立学童保育所条例施行規則第10条の規定による。

(育成料等の不還付)

第9条 既に納付した育成料及び延長育成料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、還付することができる。

(育成料及び延長育成料の還付)

- 第10条 教育委員会は、条例第9条ただし書の規定により入所児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の育成料又は延長育成料を還付することができる。
 - (1) 前月分の育成料若しくは延長育成料の額(入所の日の属する月分の育成料又は延長育成料においては、第6条第6項の規定による通知書に記載された額)と異なる額で育成料若しくは延長育成料の決定を受けた場合、又は条例第8条の規定により育成料若しくは延長育成料の免除の決定を受けた場合で、当該育成料又は延長育成料の額を超過して育成料又は延長育成料を納付していたとき 超過納付となった育成料又は延長育成料
 - (2) 退所し、若しくは入所の承認の取消しを受けた場合又は延長学童保育の利用を辞退 し、若しくは延長学童保育の利用の承認の取消しを受けた場合で、当該月の翌月以後の月 分の育成料又は延長育成料を前納していたとき 前納していた育成料又は延長育成料
 - (3) 災害その他やむを得ない理由により学童保育又は延長学童保育を利用することができない場合で、当該月以後の月分の育成料又は延長育成料を納付していたとき 当該月以後の月分の納付していた育成料又は延長育成料のうち、教育委員会が必要と認める月分の育成料又は延長育成料

備考

設定年月日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日